

四日市市電子計算機処理に係るデータ保護管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第39号

四日市市電子計算機処理に係るデータ保護管理規則の一部を改正する規則

四日市市電子計算機処理に係るデータ保護管理規則（平成12年四日市市条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報 <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報（次号に定める特定個人情報を含む。）をいう。</u></p> <p>(3) 特定個人情報 <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p>(4)から(9)まで (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報 <u>四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号）第2条第1号に規定する個人情報（次号に定める特定個人情報を含む。）をいう。</u></p> <p>(3) 特定個人情報 <u>四日市市個人情報保護条例第2条第6号に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p>(4)から(9)まで (略)</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(総務部 I C T 戦略課)